

「来訪神：仮面・仮装の神々」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載についての報告

文化財課

1 「来訪神：仮面・仮装の神々」の無形文化遺産代表一覧表への記載について

我が国からユネスコ無形文化遺産代表一覧表へ記載するよう提案していた「来訪神：仮面・仮装の神々」について、無形文化遺産保護条約政府間委員会の評価機関より「記載」の勧告があったことが、平成30年10月24日に文化庁から公表された。

本勧告を受け、今年11月26日～12月1日の期間に開催される第13回政府間委員会において最終決定がなされる。

○概要

今回評価機関から「記載」の勧告を受けた「来訪神：仮面・仮装の神々」は、日本全国で見られる仮面・仮装をした神の化身が登場する行事をグループ化したものであり、国指定重要無形民俗文化財10件から構成されている。

このうち、沖縄県からは「宮古島のパントウ」が構成要素に含まれている。

○構成

甑島のトシドン(鹿児島県)、男鹿のナマハゲ(秋田県)、能登のアマメハギ(石川県)、
宮古島のパントウ(沖縄県)、遊佐の小正月行事(山形県)、米川の水かぶり(宮城県)、
見島のカセドリ(佐賀県)、吉浜のスネカ(岩手県)、薩摩硫黄島のメンドン(鹿児島県)、
悪石島のボゼ(鹿児島県)

○解説

「来訪神：仮面・仮装の神々」は、正月等、年の節目となる日に仮面・仮装の異形の姿をした者が「来訪神」として人々等を訪れ、怠け者を戒めたり、人々に幸や福をもたらしたりする行事である。

「来訪神」行事は、伝承されている各地域において長年にわたり受け継がれてきた年中行事であり、ユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載は、保護・伝承の事例として、国際社会における無形文化遺産の保護の取り組みに大きく貢献するものである。

○今後の予定

第13回政府間委員会（平成30年11月26日～12月1日、ポートルイス・モーリシャス）において、ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に関する最終決定がなされる。

この中で、評価機関の勧告どおり「記載」の決定がされれば、晴れてユネスコ無形文化遺産代表一覧表に記載されることとなる。

○宮古島のパントウについて

宮古島のパントウは、沖縄県宮古島市の平良島尻と上野野原に伝承される来訪神の行事である。パントウとは、お化けや鬼神を意味する言葉で、海の彼方からやってくるものとされている。

島尻では旧暦9月にパントウに扮した若者が、顔を仮面で隠し体に蔓草を巻きつけ、その上から泥を全身に塗り人々や集落を訪れ、出会った人びとに泥をつけて歩き回る。野原では、旧暦12月に、面をつけた子供や草を体に巻いた女性たちが集落を歩き回って厄払いをする。

この行事は、秋・冬の節目に当たって神が訪れ、地域の人びとの災厄を祓う行事であり、我が国の民間信仰や神観念の形態をよく示すとともに、沖縄地方の来訪神行事の典型例として重要である。

○参考資料（文化庁提供資料）

別紙1：「来訪神：仮面・仮装の神々」の提案概要

別紙2：ユネスコ無形文化遺産について

「来訪神：仮面・仮装の神々」の提案概要

1. 名 称

来訪神：仮面・仮装の神々

2. 内 容

仮面・仮装の異形の姿をした者が、「来訪神」として正月などに家々を訪れ、新たな年を迎えるに当たって急け者を戒めたり、人々に幸や福をもたらしたりする行事。

3. 分 野

年中行事（儀式 rituals）

4. 構 成

国指定重要無形民俗文化財である「来訪神」行事 10 件

- ・甑島（こしきじま）のトシドン（鹿児島県薩摩川内市）
- ・男鹿（おが）のナマハゲ（秋田県男鹿市）
- ・能登（のと）のアマメハギ（石川県輪島市・能登町）
- ・宮古島（みやこじま）のパントウ（沖縄県宮古島市）
- ・遊佐（ゆざ）の小正月行事（山形県遊佐町）
- ・米川（よねかわ）の水かぶり（宮城県登米市）
- ・見島（みしま）のカセドリ（佐賀県佐賀市）
- ・吉浜（よしはま）のスネカ（岩手県大船渡市）
- ・薩摩硫黄島（さつまいおうじま）のメンドン（鹿児島県三島村）
- ・悪石島（あくせきじま）のボゼ（鹿児島県十島村）

5. 保護措置

伝承者養成、記録作成、用具修理・新調、普及促進 等

6. 提案要旨

- 「来訪神：仮面・仮装の神々」は、正月など年の節目となる日に、仮面・仮装の異形の姿をした者が「来訪神」として家々を訪れ、新たな年を迎えるに当たって急け者を戒めたり、人々に幸や福をもたらしたりする行事である。
- 「来訪神」行事は、伝承されている各地域において、時代を超え、世代から世代へと受け継がれてきた年中行事であり、それぞれの地域コミュニティでは、「来訪神」行事を通じて地域の結びつきや、世代を超えた人々の対話と交流が深められている。
- 「来訪神：仮面・仮装の神々」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載は、地域の人々の絆（きずな）としての役割を果たしている無形文化遺産の保護・伝承の事例として、国際社会における無形文化遺産の保護の取組に大きく貢献するものである。

(参考) これまでの経緯等

○「来訪神：仮面・仮装の神々」は、我が国より提案した「男鹿のナマハゲ」が平成23年のユネスコ無形文化遺産保護条約第6回政府間委員会（バリ・インドネシア）において、既に登録されていた「甑島のトシドン」との類似性を指摘され、「情報照会」の決定を受けたことを踏まえ、国指定重要無形民俗文化財（保護団体認定）の10件を構成要素としてグループ化し、「甑島のトシドン」の拡張提案として提案するもの。

平成21年 9月 ユネスコ無形文化遺産保護条約第4回政府間委員会（アブダビ・アラブ首長国連邦）において「甑島のトシドン」がユネスコ無形文化遺産に登録される。

平成23年11月 同第6回政府間委員会（バリ・インドネシア）において「男鹿のナマハゲ」が「情報照会」の決定を受ける。

平成28年 3月 「甑島のトシドン」を拡張し、「男鹿のナマハゲ」を含む国指定重要無形民俗文化財を「来訪神：仮面・仮装の神々」としてグループ化して提案。

平成28年 6月 ユネスコの審査件数の上限（50件）を上回る提案（56件）が各国よりあったため、無形文化遺産の登録がない国の審査を優先するという国際ルールに基づき、登録件数が世界第2位である我が国の審査が1年先送りされることとなる。

平成29年 3月 「来訪神：仮面・仮装の神々」を再提案。

ユネスコ無形文化遺産について

(別紙2)
2018年10月現在

条約の概要

2003年 **無形文化遺産保護条約** 採択 [2004年 日本締結(世界で3番目), 2006年 発効]

※世界遺産条約【有形遺産】(1972年採択, 1975年発効)

【目的】 ■ 無形文化遺産の保護

■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

【内容】 ■ 「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」(代表一覧表)の作成

■ 「緊急に保護する必要のある無形文化遺産の一覧表」の作成

■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数: 178

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等 [現在 21件]

世界全体では399件

重要無形文化財

文化審議会決定

重要無形民俗文化財

選定保存技術

2008	のうがく 能楽	にんぎょうじょうゆりぶんらく 人形浄瑠璃文楽	かぶき 歌舞伎	
2009	ががく 雅楽 こしきじまのとしどん 飯島のトシドン 【鹿児島】 ちやっくらこ チヤッキラコ 【神奈川】	おぢやぢぢみ・えちごじょうふ 小千谷縮・越後上布 【新潟】 おくとのあえのこと だいにちどうぶがく 奥能登のあえのこと 【石川】	はやちねかぐら 早池峰神楽 【岩手】 だいもくたて 題目立 【奈良】	あきうのたうえおどり 秋保の田植踊 【宮城】 あいめこしきぶよう アイヌ古式舞踊 【北海道】
2010	くみおどり 組踊	ゆうきつむぎ 結城紬 【茨城・栃木】		
2011	みぶのはなたうえ 壬生の花田植 【広島】	さだしんのう 佐陀神能 【島根】	ほんみのし ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら たかやままつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ 【情報照会】本美濃紙、秩父祭の屋台行事と神楽、高山祭の屋台行事、男鹿のナマハゲ	
2012	なちのでんがく 那智の田楽 【和歌山】			
2013	わしょく 和食;日本人の伝統的な食文化			
2014	わし にほんのてすきわしづじゅつ 和紙:日本の手漉和紙技術 【石州半紙, 本美濃紙, 細川紙】	せきしゅうばんし ほんみのし ほそかわし ※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財(保持団体認定)である本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。		
2016	やまほこやたいぎょうじ 山・鉢・屋台行事	※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉢行事【京都】、日立風流物【茨城】に、国指定重要無形民俗文化財である秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し、計33件の行事として拡張登録。		
提案中	らいほうしん 来訪神:仮面・仮装の神々	※甑島のトシドンに、重要無形民俗文化財である男鹿のナマハギ【秋田】、能登のアマメハギ【石川】、宮古島のバーントウ【沖縄】、遊佐の小正月行事(アマハギ)【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見島のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】、薩摩硫黄島のメンダン【鹿児島】、悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して拡張提案【2017年3月末提案】		
提案中	でんとうけんちくこうしょうのわざ 伝統建築工芸の技:木造建造物を受け継ぐための伝統技術	もくぞうけんぞうぞうぶつをうけつぐためのでんとうぎじゅつ ※2009年に提案したもの未審査となっていた国の中選定保存技術「建造物修理・木工」「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加して計14件の選定保存技術を提案。【2018年3月末提案。2019年3月末に再提案予定】		

登録までの流れ

■ 締約国からユネスコに申請(毎年3月)

↓
【毎年、各国1件の審査件数の制限】
* 2018-2019年は2年に1件の審査保障
* 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先

■ 評価機関による審査

↓

■ 政府間委員会において決定(翌年11月頃)

- ① 記載(inscribe)
- ② 情報照会(refer) ⇒ 追加情報の要求
- ③ 不記載(not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

■ 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

1. 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。

- | | | |
|----------------------|------------|--------------------|
| (a) 口承による伝統及び表現 | (b) 芸能 | (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事 |
| (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 | (e) 伝統工芸技術 | |

2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。

3. 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。

4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り幅広い参加

および彼らの自由な、事前の説明を受けた上ででの同意を伴って提案されたものであること。

5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。